



内藤事務所通信

発行：内藤事務所

特定社会保険労務士 行政書士 内藤房薫

神奈川県秦野市本町 2-1-28 内藤ビル 4F

TEL 0120-710-264

おかげさまで建設業専門社会保険労務士・行政書士として33年！



晩秋の候



新情報！

被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更

日本年金機構より、厚生年金保険の被保険者資格の取得の手続（協会けんぽにご加入の事業所においては健康保険の被保険者資格の取得についても同時に手続）について、平成26年10月より、本人確認事務を変更する旨が公表されています。



厚生年金保険等の被保険者資格の取得時の本人確認事務の変更

平成26年10月1日より、新たに採用した従業員について、その者の基礎年金番号を事業主が確認できない場合には、日本年金機構に提出する資格取得届に、その者の住民票上の住所の記入が必要とされました。

これは、マイナンバー制度の導入に向けた取り組みの一つで、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することとするものです。



【参考】マイナンバー制度とは

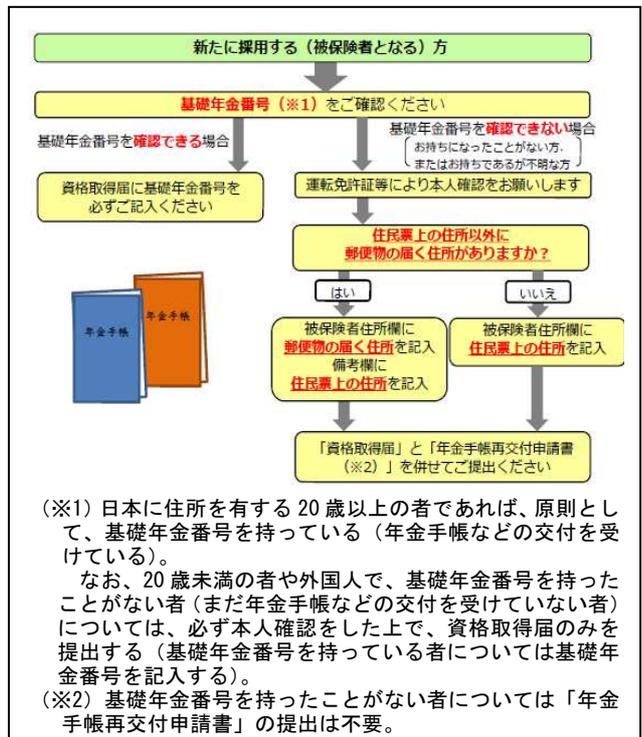
マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。導入のスケジュールは次のとおり。

●平成27年10月から住民票を有するすべての方にマイナンバー（12桁）が通知される。

●平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となる。

〈補足〉基礎年金番号を事業主が確認できない場合は、資格取得届に記入された住民票上の住所をもとに、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへの本人照会・確認が行われます。

なお、日本年金機構でも本人確認ができなかった場合には、資格取得届等が一旦返付されます（この場合、協会けんぽの健康保険被保険者証の交付も行われなくなります）。



事業主様が、採用した従業員の本人確認をする場合、その方が運転免許証を持っていない場合には、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等で本人確認をすることになります。

今後、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されることが決まっていますが、社会保険や源泉所得税に関する手続にも、変更が出てくると考えられます。新たな情報があれば、またお伝えします。

平成 26 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 16 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 25 年度	都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 25 年度
北海道	748 円 (734 円)	滋賀	746 円 (730 円)
青森	679 円 (665 円)	京都	789 円 (773 円)
岩手	678 円 (665 円)	大阪	838 円 (819 円)
宮城	710 円 (696 円)	兵庫	776 円 (761 円)
秋田	679 円 (665 円)	奈良	724 円 (710 円)
山形	680 円 (665 円)	和歌山	715 円 (701 円)
福島	689 円 (675 円)	鳥取	677 円 (664 円)
茨城	729 円 (713 円)	島根	679 円 (664 円)
栃木	733 円 (718 円)	岡山	719 円 (703 円)
群馬	721 円 (707 円)	広島	750 円 (733 円)
埼玉	802 円 (785 円)	山口	715 円 (701 円)
千葉	798 円 (777 円)	徳島	679 円 (666 円)
東京	888 円 (869 円)	香川	702 円 (686 円)
神奈川	887 円 (868 円)	愛媛	680 円 (666 円)
新潟	715 円 (701 円)	高知	677 円 (664 円)
富山	728 円 (712 円)	福岡	727 円 (712 円)
石川	718 円 (704 円)	佐賀	678 円 (664 円)
福井	716 円 (701 円)	長崎	677 円 (664 円)
山梨	721 円 (706 円)	熊本	677 円 (664 円)
長野	728 円 (713 円)	大分	677 円 (664 円)
岐阜	738 円 (724 円)	宮崎	677 円 (664 円)
静岡	765 円 (749 円)	鹿児島	678 円 (665 円)
愛知	800 円 (780 円)	沖縄	677 円 (664 円)
三重	753 円 (737 円)		
全国加重平均額		780 円	(764 円)

最低賃金の計算方法

●時給制の場合

「時間給 \geq 最低賃金額」なら OK

●日給制の場合

「{日給 \div 1 日の所定労働時間} \geq 最低賃金額」なら OK

●月給制の場合

「{(月給 \times 12) \div 年間総所定労働時間} \geq 最低賃金額」なら OK



お仕事 カレンダー

- 11/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満
で、かつ 請負金額が 1 億 9000 万円未満
の工事
- 10 月分の源泉所得税・住民税特別徴収
税額の納付
- 11/15 ●所得税予定納税額の減額申請

- 11/30 ●10 月分健康保険・厚生年金保険料の納付
●所得税の予定納税額の修正申告
●所得税の予定納税額の支払
●個人事業税の納付(納付対象:第 2 期分)
●9 月決算法人の確定申告・翌年 3 月決算法
人の中間申告
●12 月・翌年 3 月・6 月決算法人の消費税の
中間申告